

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道河東郡上士幌町

### 2 構造改革特別区域の名称

上士幌町子育て安心特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

北海道河東郡上士幌町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

上士幌町は、明治40年3月、移住民一行の入地により初めて開拓の鋤がおろされ、その後入植者が相次ぎ、大正15年7月の帯広 - 上士幌間の鉄道開通により入植者が激増し、昭和6年4月士幌村から分村独立しました。

昭和28年には戦後産業の復興に不可欠な電力の開発・供給のために、本町糠平地区に発電所建設が着手され、急激な人口増加と経済の活況を呈し、昭和29年4月に町制を施行しました。

その後、電源開発工事の完了と連年にわたる冷害凶作、森林資源の枯渇や国鉄士幌線の廃止などにより人口流出が相次ぎ、過疎化が進みました。

今日、関係者の弛まざる努力により基幹産業である農業の基盤整備の強化や大雪山国立公園・熱気球・ナイタイ高原牧場・北海道遺産に選定された旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋梁群など恵まれた資源や地理的条件を生かした魅力ある観光開発など過疎進行を抑制する各種事業を展開しています。

本町の地勢は南北に長く延び、大雪山国立公園の東山麓に位置し、695.87k㎡の広大な面積を有し、その約76%が山林地域で雄大な自然環境に恵まれており、音更川の両岸に広がる肥沃な大地を有しています。

町の人口は、昭和30年の国政調査において13,608人を数えた人口は年々減少を続けており、現在は5,416人(平成18年4月1日現在)となっています。

また、高齢化率29.2%、就学前児童(254人)は人口の4.7%と深刻な少子高齢化が進んでいます。(資料1)

本町においては町立の保育所(認可保育所1箇所、無認可保育所2箇所)と私立保育所4箇所があります。

このうち市街地には認可保育所である町立上士幌保育所と無認可保育所の町立西保育所があります。

町立上士幌保育所は、昭和53年4月1日から新築移転し運営(定員120名)を開始しております。その後、保育室の1室を子育て支援センターとして開設す

ることとしたため、定員を90名に変更し現在に至っています。

また、町立西保育所は、昭和47年10月に定員80名で開設しています。本町には幼稚園がなかったため、保護者からの要望もあり、他の施設もないため幼児期における児童を保育所において預かることとし、保育に欠けない子を受け入れる施設として設置してきています。30人から40人ほどの入所者で推移してきましたが、少子化の影響や町立上土幌保育所への入所希望が多くなり、ここ数年の入所者は10数名に減少してきています。

このことから、廃止統合について検討を行い、町議会の委員会への協議、保護者への説明を行ってきました。その中では、保育内容等についての意見があり、今後においても懇談を行いお互い理解を深めていくことで了解を得たところです。

このように少子化の影響や町の財政状況が厳しいことから、入所者の減少が著しい町立西保育所（無認可・定員80名/入所者12名）を常設の町立上土幌保育所（認可・定員90名/入所者91名）に統合を行うものです。（資料2）

人口推移と少子化動向

資料1

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成18年	
	人口 (人)	人口比 (%)	人口 (人)	人口比 (%)	人口 (人)	人口比 (%)	人口 (人)	人口比 (%)
6歳未満	415	6.5	279	4.7	259	4.6	254	4.7
6～15歳未満	746	11.7	652	11.0	487	8.6	356	6.6
15～65歳未満	4,233	66.3	3,843	64.7	3,519	62.5	3,222	59.5
65歳以上	986	15.5	1,162	19.6	1,369	24.3	1,584	29.2
総人口	6,380	100.0	5,936	100.0	5,634	100.0	5,416	100.0

資料：平成2年～平成12年国勢調査、平成18年は住民基本台帳（平成18年4月1日現在）

認可外保育所（西保育所）の入所状況

資料2

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
入所児童数	34人	37人	27人	13人	12人

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本町において、幼稚園が設置されていないため、保育に欠けない子を受け入れる施設として町立西保育所はその役割を担ってきましたが、少子化による児童数の減少に伴いここ数年は入所児童数が激減してきている状況です。このことから、廃止を進めることとしました。

しかし、町立西保育所を廃止することにより、集団生活に接する機会を失う児童が生じることとなることから、私的契約児として町立上土幌保育所で受け入れをするものです。

私的契約児の受け入れは定員の範囲内と規定されていることから、本構造改革

特別区域計画の認定を受け、町立上土幌保育所の定員 90 名を平成 19 年度以降、

私的契約児を受け入れた場合の入所見込み数 120 名まで可能とすることが容認されることにより、本町児童の保育のための適正な規模が確保され、集団生活における生きる力を伸ばし、次代を担う子どもたちの協調性や創造性を育むことができるほか、大人数による集団生活の中で保育等保護者の要望を踏まえた保育サービスの充実が図られます。

町立西保育所の入所児童数が減少することにより、歳入面での保育料が減る一方、施設の老朽化に伴い維持管理経費は、年々増加してきている状況でありました。

町立西保育所の廃止統合により、職員の効率的な配置や施設の維持管理経費、運営経費が削減されることから、町の財政面に与える効果は大きいものがあります。

今日、地方交付税や町税等の減少で経費削減が余儀なくされ、全体的に事業の見直しを迫られている町財政にあって財政負担の軽減が図られることとなります。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本構造改革特区の認定を受けることにより、私的契約児の受け入れも可能となることから、保育を必要とする乳幼児に対し、公平・平等な保育機会の提供が行われ、保護者が安心して子どもを預けることができる環境や子どもたちが少人数から大きな集団の中で豊かな感性を育て社会性や創造性を養うための保育体制の整備を図ることができます。

また、地方交付税や長期の不況による町税等の減少で厳しい状況となっている町財政にあっては、町行政全般にわたる事業等の見直しを行い、財政負担の軽減を図るとともに、今後における健全な町財政の構築を目指していくものであります。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本構造改革特区の認定により、町立西保育所（認可外保育施設）の廃止後に集団生活に接する機会を失う児童を私的契約児として町立上土幌保育所（認可保育所）に受け入れることが可能となり、保護者の就労等の家庭環境の如何にかかわらず、就学前児童の集団生活の機会が確保されることとなります。

さらに、保護者に時間的余裕が生まれ、誰もが安心して子どもを預けて働くことができ、町内の働き手の確保につながるとともに、女性の社会参加が進み地域の活性化が図られることが期待されます。

## 8 特定事業の名称

保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業（913）

**9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項**

**保育サービスの充実**

廃止する町立西保育所の児童にあっては、これまでの少人数での保育環境から規模の大きい保育所での生活となることから、集団での生活に慣れていくための取り組みを積極的に行い、児童の協調性や創造性を育むとともに、保護者の要望を踏まえた保育体制を確立し、保育サービスの充実を図ります。

また、統合した保育所にあっては、乳児保育や延長保育、障がい児保育などの保育ニーズに沿った保育サービスの充実を図ります。

**子育て支援センター、児童デイサービス事業等との連携**

現在、町立上土幌保育所に併設している子育て支援センターと児童デイサービス等については、平成18年度に公共の遊休施設を改修し、この施設で事業を行うこととしています。いずれの事業も保育士が担当しており、これらの事業と連携を図りながら、子育て支援や子育ての情報の提供、障がいのある子どもへの療育支援を進めていきます。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号 913

名称 保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

上士幌町

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

主 体 上士幌町

区 域 上士幌町全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日

概 要 構造改革特別区域計画の認定後、認可保育所に無認可保育所を統合する。

なお、統合後の施設については児童福祉施設最低基準を適用する。

(児童福祉施設最低基準第32条及び33条による最大受け入れ児童数 120人)

### 5 当該規制の特例措置の内容

本町においては町立の保育所(認可保育所1箇所、無認可保育所2箇所)と私立保育所4箇所があります。平成18年4月初日の就学前児童数は254人(人口の4.69%)と深刻な少子化が進んでいます。

少子化の影響や町の財政状況が厳しいことから、入所者の減少が著しい町立西保育所(無認可・定員80名/入所者12名)を町立上士幌保育所(認可・定員90名/入所者91名)に統合を行うものです。

町内には市街地の保育所の他に、町立の無認可保育所1箇所と私立保育所4箇所があります。私立保育所は入所児童が10名以下となったことにより、町立から私立の運営になった経過があります。いずれの保育所も市街地から4kmから25kmの場所にあり、公共交通機関もなく市街地からの通所は困難な状況にあるため、上士幌保育所での受入を行うものです。

町立西保育所を廃止することにより、集団生活に接する機会を失う児童が生じることから、私的契約児として町立上士幌保育所に受け入れするものです。

しかしながら、これまで保育所における私的契約児の受け入れは定員の範囲内と規定されていることから、本構造改革特別区域計画の認定を受け、町立上士幌保育所の定員90名を平成19年度以降、私的契約児を受け入れた場合の入所見込み数120名まで可能とすることが容認されることによって、本町における入所希望児の全員を保育所で受け入れることが可能となります。

これによって、本町児童の保育のための適正な規模が確保され、集団生活における生きる力を伸ばし、次代を担う子どもたちの協調性や創造性を育むことができるほか、大人数による集団生活の中で保育等保護者の要望を踏まえた保育サービスの充実が図られます。

町立西保育所の廃止後は毎年14名程度の私的契約児が予想され、平成19年度以降の町立上土幌保育所の入所者は毎年110人前後を推移すると見込んでいます。

私的契約児受入れにあたって、町立上土幌保育所の施設は当面現状での利用とします。職員の配置については、入所児童の年齢や発達の状況に応じた適正な配置を行っていくこととします。

町立西保育所児童の受入は、今までの少人数の保育環境から大人数となることから児童や保護者に戸惑いも予想されますが、事前に保育所が変わることなどの説明を十分に行い、安心して預けられるように進めていきます。

なお、従来から運動会（練習も含めて）は合同で行っていることや月1回程度の交流も行ってきており、上土幌保育所の状況はある程度理解がされていると思われま

す。私的契約児の保育料については、通常の保育所児同様に町の基準額表に基づく保育料を徴収し、さらに保育日課についても以前から認可保育所に準じた保育日数や保育時間（早朝、延長は別）の対応を行っており、今後においても通常の保育所児と同じ日課により保育を行っていくこととします。